

第5章 共通的・基盤的施策の推進

1 環境影響評価の推進

環境影響評価（環境アセスメント）は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者がその事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して住民や市町村などから意見を聴き、その事業に係る環境の保全について適正に配慮しようとするものです。

国においては、昭和47年6月に「各種公共事業に係る環境保全対策について」が閣議了解されて以来、個別法や各省庁の行政運用により環境影響評価の実施を義務づけるなど、その推進が図られ、昭和59年8月には、「環境影響評価の実施について」が閣議決定されました（閣議決定要綱）。

その後、平成5年11月に制定された環境基本法において、環境影響評価の推進に係る条文が盛り込まれ、平成9年2月に、中央環境審議会から「今後の環境影響評価制度の在り方について」が答申されたことを受けて、同年3月に「環境影響評価法案」が国会に提出され、同年6月に環境影響評価法が成立しました。

環境影響評価法では、従前の閣議決定要綱を基本としながら、スクリーニング手続、スコーピング手続などの新たな手続を導入し、さらに、環境影響評価の対象が従来からの典型7公害や動物・植物などの自然環境保全に係る要素に加え、廃棄物や温室効果ガスによる環境負荷の低減、生態系の保護、生物の多様性の確保、自然とのふれあいなど環境保全施策全般に拡大されており、平成11年6月から完全施行されています。

国では、法の完全施行から10年を迎え、法の施行を通じて浮かび上がった課題や、生物多様性の保全、地球温暖化対策の推進、地方分権の推進、行政手続のオンライン化等の社会情勢の変化に対応するため、平成22年3月に「環境影響評価法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、平成23年4月には改正法が成立、公布され、平成25年4月1日から完全施行されています。

本県においては、平成6年3月に、「秋田県環境影響評価に関する要綱」を制定し、一定規模のゴルフ場やスキー場、廃棄物最終処分場等を対象とした環境アセスメント制度を運用していましたが、環境影響評価法との整合を図るとともに「秋田県環境基本条例（平成9年12月制定）」や「秋田県環境基本計画（平成10年3月策定）」における環境影響評価の推進の趣旨を踏まえ、平成12年7月に「秋田県環境影響評価条例」が公布され、平成13年1月4日に施行されています。

条例では、秋田県環境影響評価に関する要綱で対象としていたゴルフ場、スキー場、廃棄物最終処分場などに加え、新たに道路、ダム、発電所（水力、火力、地熱）、廃棄物処理施設（焼却施設、し尿処理施設）、残土処分場、工場・事業場、畜産施設など18種類の事業を対象としています。このうち発電所については、令和3年10月に法対象となる風力発電所の規模要件が引き上げられたことなどを踏まえ、令和4年4月から、条例の対象に風力発電所を追加しています（表83）。

なお、県内における閣議決定要綱、県要綱、個別法、環境影響評価法及び県環境影響評価条例に基づき実施された環境アセスメントの実績は、令和3年度までに101件となっています。

表 83 秋田県環境影響評価条例の対象事業規模（概要）

事業の種類		対象事業	
		一般地域	特定地域（注）
1 道路	一般国道	4車線以上・長さ7.5km以上	4車線以上・長さ5km以上
	県道、市町村道	4車線以上・長さ7.5km以上	4車線以上・長さ5km以上
	農道	幅員6.5m以上・長さ15km以上	幅員6.5m以上・長さ10km以上
	林道	幅員6.5m以上・長さ15km以上	幅員6.5m以上・長さ10km以上
2 河川	ダム	貯水面積75ha以上	貯水面積50ha以上
	堰	湛水面積75ha以上	湛水面積50ha以上
	湖沼水位調節施設	改変面積75ha以上	改変面積50ha以上
	放水路	改変面積75ha以上	改変面積50ha以上
3 鉄道	普通鉄道	長さ7.5km以上	長さ5km以上
	軌道	長さ7.5km以上	長さ5km以上
4 飛行場		滑走路長1875m以上	滑走路長1250m以上
5 発電所	水力発電所	出力2万2500kW以上	出力1万5000kW以上
	火力発電所	出力11万2500kW以上	出力7万5000kW以上
	地熱発電所	出力7500kW以上	出力5000kW以上
	風力発電所	出力1万kW以上	出力7500kW以上
6 廃棄物処理施設	廃棄物最終処分場	埋立面積3ha以上	埋立面積1.5ha以上
	焼却施設	処理能力8t／時以上	処理能力4t／時以上
	し尿処理施設	処理能力8kL／時以上	処理能力4kL／時以上
7 公有水面の埋立・干拓		面積40ha以上	面積25ha以上
8 土地区画整理事業		面積75ha以上	面積50ha以上
9 流通業務団地造成事業		面積75ha以上	面積50ha以上
10 住宅団地造成事業		面積75ha以上	面積50ha以上
11 工場・事業場用地造成事業		面積75ha以上	面積50ha以上
12 農用地造成事業		面積75ha以上	面積50ha以上
13 レクリエーション施設	ゴルフ場	ホール数18以上かつホールの平均距離100m以上又はホール数9以上かつホールの平均距離150m以上	
	スキー場、陸上競技場、テニスコート、キャンプ場、遊園地、動物園等	面積50ha以上	面積25ha以上
	レクリエーション施設の複合施設	面積50ha以上	面積25ha以上
14 土石の採取又は鉱物の掘採		面積50ha以上	面積25ha以上
15 残土処分場		面積30ha以上	面積15ha以上
16 工場又は事業場		排出ガス量20万Nm ³ ／時以上 又は排出水量1万m ³ ／日以上	排出ガス量10万Nm ³ ／時以上 又は排出水量5千m ³ ／日以上
17 畜産施設		排出水量1000 m ³ ／日以上	排出水量500 m ³ ／日以上
18 下水道終末処理場		面積20ha以上	面積10ha以上

※ 特定地域とは、国立公園、国定公園、県立自然公園、自然環境保全地域、緑地環境保全地域、鳥獣保護区特別保護地区、保安林（魚つき保安林、保健保安林、風致保安林）に指定された区域をいう。

2 環境監視・測定体制の整備

(1) 監視・測定体制の充実

県は「自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）」などにより県内の動植物分布状況の把握に努めています。また、地球環境を保全し、住民の健康を守るため、大気汚染や河川・湖沼・海域・地下水の水質汚濁、土壌汚染などについて、国の環境基準項目の追加などに対応し生活環境の監視・観測を行っているほか、平成 30 年度からは水銀の大気排出抑制措置を定めた改正大気汚染防止法の施行を受け、水銀排出施設の行政検査を実施しています。

本県では、法律や条例による規制を補完し、地域に即した公害防止対策を適切に行うため、県内事業所との間で公害防止協定を締結しております。令和 4 年 3 月末までに、県内の主要企業 5 社 6 事業所と地元市を加えた三者で公害防止協定を締結し、工場、事業場に対する監視指導に当たっています。また、多くの市町村においても単独で当事者となって公害防止協定を締結しており、令和 3 年度末現在で 97 件でした。

廃棄物の不法投棄に対しては、市町村、警察本部等の関係機関などとの連携を図るとともに、保健所に環境監視員を設置し監視体制を強化しています。

(2) 福島第一原発事故に伴う放射能対策

東京電力福島第一原発事故の発生を受け、県では、県民の安心・安全確保のため、大気、水及び農作物等の放射能測定を行っており、その測定結果を速やかに県のウェブサイトなどで公表しています。

① 空間放射線量

大気中の放射性物質（空間放射線量）の測定は、県内 6 箇所（県健康環境センター、鹿角地域振興局、山本地域振興局、由利地域振興局、仙北地域振興局、雄勝地域振興局）に設置したモニタリングポストにより 24 時間連続で測定しましたが、仙北地域振興局において、工事に伴う停電により、10 月 30 日から 11 月 1 日までは欠測となっています。

測定結果は、積雪や降雨など天候の影響によると考えられる短時間の変動を除くと、福島第一原発事故前の平成 23 年度までに測定した秋田市の通常レベルの範囲内（0.022～0.086 マイクロシーベルト毎時）で推移しています。

モニタリングポストの測定結果は、原子力規制委員会のウェブサイトにおいてリアルタイムで情報提供しています。

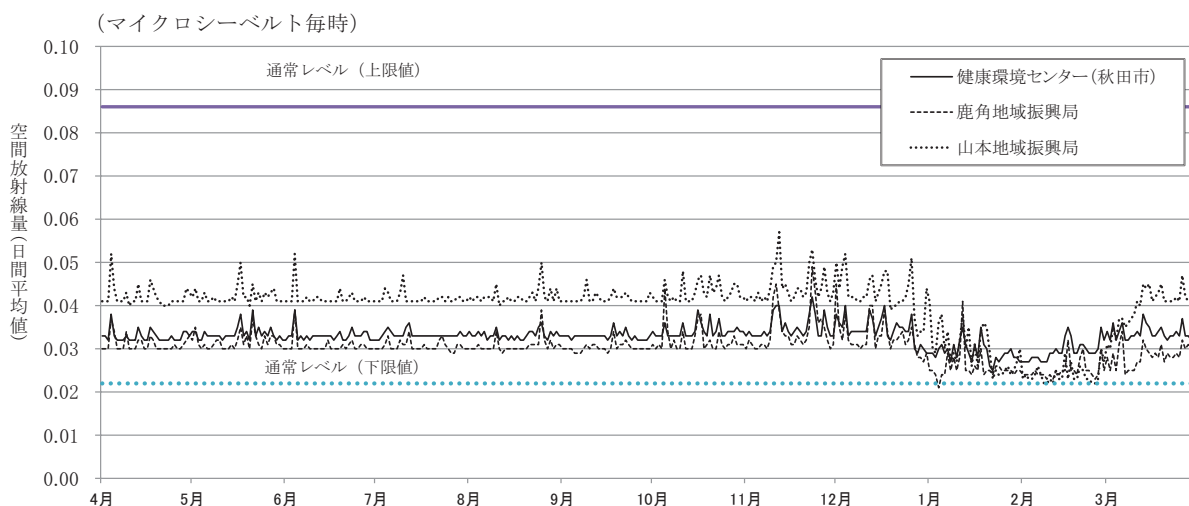


図 81 令和 3 年度の空間放射線量の推移（県中央から北部）

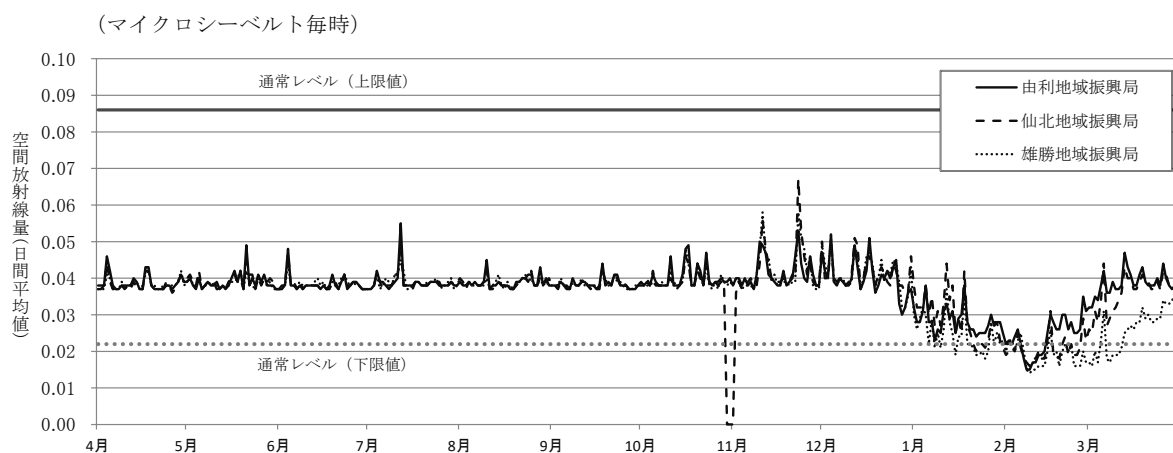


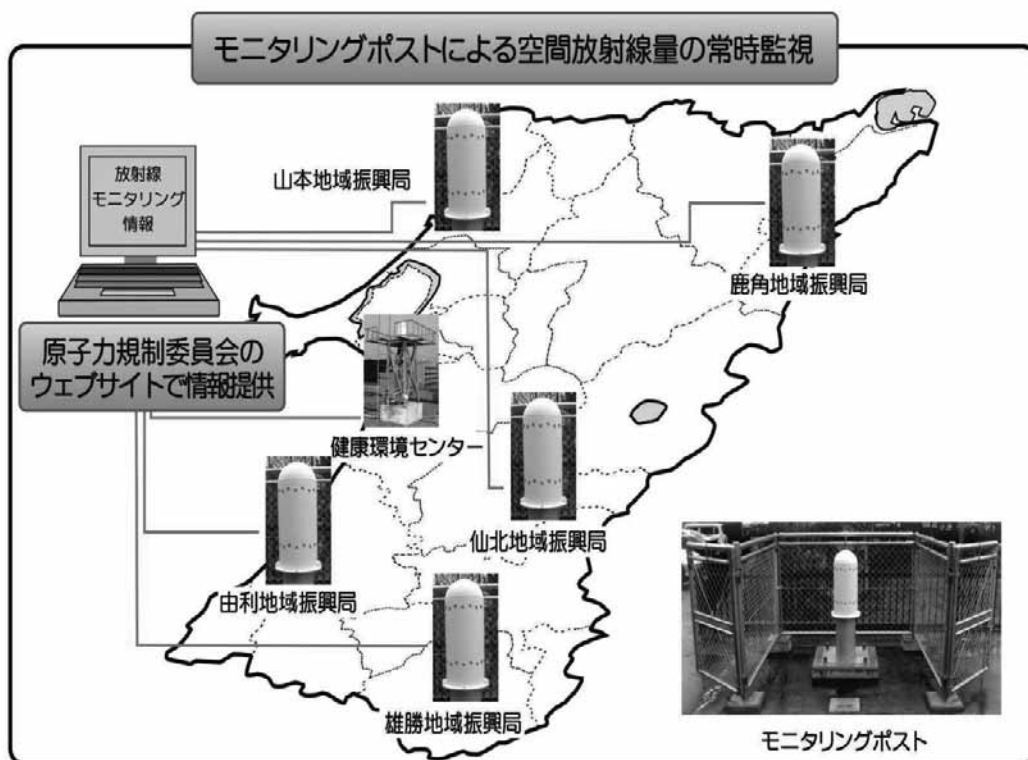
図 82 令和 3 年度の空間放射線量の推移（県南部）

表 84 空間放射線量測定結果

(令和 3 年度)

測定箇所	測定頻度	測定期間	測定値の範囲 (10 分間値) (マイクロシーベルト毎時)
県健康環境センター	24 時間 連続	令和 3 年 4 月 1 日 ～ 令和 4 年 3 月 31 日	0.024～0.059 (平均 0.033)
鹿角地域振興局			0.018～0.079 (平均 0.030)
山本地域振興局			0.020～0.086 (平均 0.040)
由利地域振興局			0.014～0.105 (平均 0.037)
仙北地域振興局			0.014～0.085 (平均 0.037)
雄勝地域振興局			0.013～0.086 (平均 0.035)

※ 令和 3 年度は、10 分間値（モニタリングポストで測定した 1 分毎の空間放射線量率に基づいて、計測可能な 10 分間の平均値を求めたもの）としては、平成 23 年度までに測定した秋田市の通常レベルを上回る測定値（>0.086 マイクロシーベルト毎時）が由利地域振興局で 1 回観測されましたが、短時間で通常レベルの範囲内に戻っており、気象の変化に起因する一時的な変動と考えられます。



② 水道水、降下物

県健康環境センターを検体の採取場所とし、水道水について年 1 回、雨やちりなどの降下物については、毎月、1 か月分の降下物をまとめて測定しました。令和 4 年 3 月末時点までの測定結果については、水道水、降下物いずれも問題のないレベルとなっています。

表 85 水道水、降下物測定結果

(令和 3 年度)

試料名	採取(購入)場所	採取期間	検体数	ヨウ素131		セシウム134		セシウム137		その他の検出された人工放射性核種	単 位	備考
				最低値	最高値	最低値	最高値	最低値	最高値			
大気浮遊じん	秋田市	R3.4～R3.6 R3.7～R3.9 R3.10～R3.12 R4.1～R4.3	4	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	なし	Bq/m ³	
月間降下物	秋田市	R3.4～R4.3 (毎月)	12	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	なし	Bq/m ²	
蛇口水	秋田市	R3.6	1	不検出		不検出		不検出		なし	Bq/L	

※ 不検出とは
放射性物質濃度が測定機器で検出できる最低値(検出限界濃度)に満たないことです。

③ 農林水産物等

ア) 県産主要林産物の検査結果

放射性物質による県産主要林産物の汚染に対する不安を払拭するため、令和3年度に県が行なった精密検査（8品目・13検体）では、全ての検体において、基準値（一般食品は100 Bq/kg）以下でした。

検査機関 秋田県健康環境センター

検査機器 ゲルマニウム半導体検出器を用いた精密検査

検査数 栽培きのこ、野生きのこ、野生山菜 8品目・13検体

品 目	栽培きのこ	野生きのこ	野生山菜
対象品目数	1	1(※)	6
検体数	1	1	11
基準値超過数	0	0	0

※野生きのこは種類を問わず1品目としている。

イ) 流通食品の検査結果

県内外で生産され本県に流通している食品について、精密検査を実施しています。

令和3年度は31検体実施しましたが、全て基準値以下でした。

検査機関 秋田県健康環境センター

検査機器 ゲルマニウム半導体検出器を用いた精密検査

検査数 31検体

品 目	野菜等	加工品
検体数	28	3
基準値超過数	0	0

④ 野生鳥獣肉

県内で捕獲された野生鳥獣肉について、精密検査を実施しています。

令和3年度は11検体実施し、全て基準値以下でした。

検査機関 秋田県健康環境センター

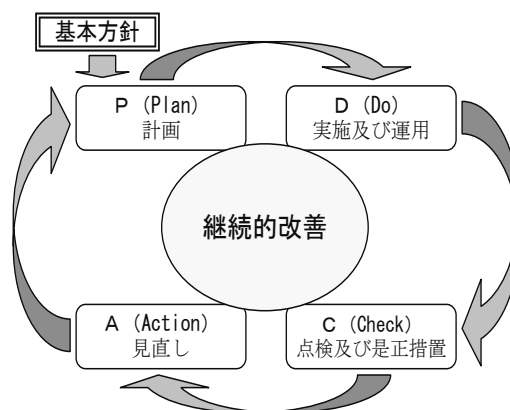
検査機器 ゲルマニウム半導体検出器を用いた精密検査

検査数 11検体

試料名	イノシシ肉
検体数	11
基準値超過数	0

3 環境マネジメントシステムの推進

環境マネジメントシステムは、企業や自治体などの組織が、自らの活動から生じる環境への影響を、自主的かつ継続的に改善していくための仕組みのことです。これは、従来の公害防止に関する法規制の対応や周辺住民からの苦情への対応などの受け身の取組から一歩踏みだし、自ら進んで自らの事業に関する環境配慮の方針や目的、目標などを設定し、期限を定めて実行するとともに、その結果を踏まえて取組の見直しを図ることを繰り返すこと（PDCA サイクル）により、継続して環境への負荷低減の改善を行うものです。



(1) あきたエコマネジメントシステムの構築

県では、「秋田県環境基本条例」（平成 9 年 12 月制定）を踏まえて、平成 10 年 3 月に策定した「秋田県環境基本計画」において、環境への負荷の低減について県民や事業者に自発的な活動を促すとともに、県も率先して取り組むこととしました。

この基本計画における取組の実効性を高めるために、県の業務における各種の製品やサービスの購入・使用、庁舎の維持・管理などに際し、自ら率先して省資源、省エネルギー、ごみの減量やリサイクルなど環境への負荷の低減に取り組むため、平成 11 年 2 月に「秋田県庁環境保全率先実行計画」を策定しました。

その後、「秋田県環境マネジメントシステム」を構築し、平成 13 年 3 月には全国で初めての「地方機関を含む全庁を対象範囲」とした ISO14001 の認証を取得し、県の事務・事業における環境への負荷の低減に努めてきました。

ISO14001 の認証については、平成 16 年 3 月及び平成 19 年 3 月に更新登録を行いましたが、これまでの取組により県の組織にその仕組みが十分に浸透したこと、また、民間企業においても ISO 規格による取組が広く取り入れられるようになったことなどから、県の先導的な役割は果たしたものと判断し、平成 22 年 3 月の有効期限をもって認証を更新せず、平成 22 年度からは、これまでのノウハウを活かした県独自のシステムである「あきたエコマネジメントシステム」を新たに構築し、「秋田県庁環境方針」のもと、引き続き環境配慮に取り組んでいます。「あきたエコマネジメントシステム」に基づく、令和 3 年度における環境配慮の取り組み状況は次のとおりです。

① 総合的な環境保全施策の推進

環境の現状と課題を踏まえ、本県が目指すべき環境先進県を実現するため、令和 3 年度は 57 の事業において目標を設定して環境保全施策を推進し、40 の事業で目標を達成しました。

秋田県庁環境方針

秋田県庁は、自らが行う事務事業活動が環境に及ぼす影響を継続的に改善していくため、次の方針に基づき積極的に行動します。

(1) 総合的な環境保全施策の推進

「自然と人との共生可能な社会の構築」、「環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の構築」、「地球環境保全への積極的な取組」、「環境保全に向けての全ての主体の参加」を基本としながら、第 3 次秋田県環境基本計画に掲げる環境保全施策を推進します。

(2) 事業活動における積極的な環境配慮の実施

公共事業の実施において、公共事業環境配慮システムを基に、環境に配慮した事業を実施し、環境負荷の低減に努めます。

(3) 秋田県庁環境保全率先実行計画の推進

オフィス活動において、秋田県庁環境保全率先実行計画を基に、省エネルギー・省資源やグリーン購入を推進し、温室効果ガス排出量の削減など、環境負荷の低減に努めます。

(4) 環境関連法規等の順守

環境に関する法令、条例、協定、その他の合意事項を順守し、環境汚染の防止に努めます。

環 境 目 的 の 分 類	事業数	目標達成 事業数	目標未達成 事業数
① 自然と人との共生可能な社会の構築	8	5	3
② 環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の形成	34	29	5
③ 地球環境保全への積極的な取り組み	7	2	5
④ 環境保全に向けての全ての主体の参加	8	4	4
合 計	57	40	17

② 事業活動における積極的な環境配慮の実施

県公共事業環境配慮システムにより県が実施する道路の整備事業など17種類の公共事業において、環境に配慮した事業を実施し、環境への負荷低減に努めています。令和3年度は、評価対象132事業について、目標配慮率90%に対して実施率は97%でした。

③ 秋田県庁環境保全率先実行計画の推進

ア) 省エネルギーによるCO₂排出量の削減（県庁舎・単独公所等の目標管理組織）

秋田県庁環境保全率先実行計画では、県の事務・事業の実施に伴うCO₂排出量を令和3年度までに6.3%（平成27年度比）削減する目標としています。

令和3年度のCO₂排出量は、平成27年度実績と比較し、8.5%の削減となりました。

項 目		H27年度 実績	R3年度			CO ₂ 排出量(t-CO ₂)換算		
			実績	削減率	削減 目標	H27年度	R3年度	削減率
電 気(kwh)		70,602,502	67,179,655	4.8%	8.0%	42,362	40,308	4.8%
燃 料	灯油(ℓ)	2,961,037	2,749,554	7.1%	2.5%	14,004	11,643	16.9%
	LPガス(kg)	211,737	267,812	△26.5%				
	都市ガス(m ³)	979,246	702,716	28.2%				
	重油(ℓ)	1,406,412	895,059	36.4%				
公用車 等燃料	ガソリン(ℓ)	1,654,287	1,348,016	18.5%	2.5%	4,514	3,775	16.4%
	軽油(ℓ)	260,520	249,619	4.2%				
CO ₂ 排出量(計)						60,880	55,726	8.5%

イ) 省エネルギーによるCO₂排出量の削減（指定管理施設）

指定管理施設のCO₂排出量については、令和3年度までに、平成25年度比で10.0%削減することを目標としています。

令和3年度の指定管理施設のCO₂排出量は、36,990tとなり、平成25年度比で21.7%削減されました。

ウ) グリーン購入に係る取組

環境への負荷低減のため、物品等の購入にあたっては、再生資源を原材料としている等の環境物品等の調達を推進しています。

項 目	R3年度		評価	項 目	R3年度		評価
	調達目標	調達率			調達目標	調達率	
紙類	90%以上	91.2%	○	自動車等	90%以上	95.2%	○
文具類		96.3%	○	消火器		94.8%	○
オフィス家具等		86.5%	×	制服・作業服		74.6%	×
画像機器等		87.9%	×	インテリア・寝装寝具		96.1%	○
電子計算機等		85.3%	×	作業手袋		76.3%	×
オフィス機器等		95.8%	○	その他繊維製品		12.1%	×
移動電話		0.0%	×	設備		100.0%	○
家電製品		68.1%	×	災害備蓄品		96.4%	○
エアコンディショナー等		100.0%	○	納入印刷物		99.3%	○
温水器等		—	—	ゴミ袋等		55.8%	×
照明		86.8%	×				

※県立学校、警察署を含み県外事務所を除くすべての県組織の実績

エ) その他の取組

項 目	基準 年度	基準年度 実績	R3年度		
			削減目標	実績	削減率
水道(m³)	H27	423,568	2.5%	358,878	15.3%
可燃ごみ(kg)	H27	1,160,320	5.0%	982,125	15.4%
コピー用紙(枚)	第三期平均※	139,519,962	1.0%	116,138,740	16.8%

※ 秋田県庁環境保全率先実行計画（第三期計画期間）の平成 24～28 年度の平均購入量（A 4 サイズ換算）を基準とする。

④ 環境関連法規制等の順守状況について

環境汚染を防止するため、環境に関する法令等の順守状況について内部監査員により実地検査を行ったところ、浄化槽法で不適合項目 1 件があり、改善依頼を行いました。

課所数	環境関連法規項目数	不適合項目数
71	474	1

(2) 環境マネジメントシステムの普及

環境マネジメントシステムの国際的な規格である ISO14001 が平成 8 年 9 月に発行されて以来、県内でも認証を取得する動きが広がりました。

令和 3 年度末現在、県内の ISO14001 適合組織は 106 組織となっており、産業分野別ではサービス業が 3 割強を占めています。

環境省が推奨している環境マネジメントシステムであるエコアクション 21 では、県内 23 事業者において認証を取得し、事業者として環境保全の取組を進めています。